

2007年4月17日

社会資本整備審議会河川分科会
分科会長 西谷 剛 様
委員 各位

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表 中島 康
(川辺川ダム反対 52 住民団体代表連絡先)
〒860-0073 熊本市島崎 4-5-13
TEL:070-5273-9573 FAX:020-4668-3744

球磨川水系河川整備基本方針の審議に関する要請

球磨川水系に関する河川整備基本方針検討小委員会の運営は、近藤徹委員長が「住民討論集会の追体験」が必要と言いながら、実際には、住民討論集会で出された住民側の主張に一方的な反論を加えるだけで、住民が小委員会の開催ごとに提出した意見書・要望書をともに審議することもなく、住民の意見を聞くことも全くない、公正性が著しく欠落したものでした。

同小委員会は3月23日に、実質的に主たる治水対策を川辺川ダムに限定する基本方針案を近藤委員長が取りまとめるとして終了しましたが、熊本県知事である潮谷義子委員は近藤委員長のとりまとめに対して不同意を表明しました。

このように地元住民、そして地元代表としての委員である潮谷委員の意向を無視した小委員会の運営が行われたことを十分に理解され、河川分科会では下記の事項に基づいて、十分な実質審議を行うことを要請します。

要請事項

1. 住民が提出した意見書の内容を十分に踏まえた審議を行うこと

住民が検討小委員会に提出した意見書の抜粋は別紙のとおり。

(基本高水流量 1~7 ページ、計画高水流量 8~9 ページ、環境問題 10 ページ)

2. 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日 閣議決定)別紙3『審議会等の運営に関する指針』」に基づいて検討小委員会への意見書・要望書の提出者および水害被害体験者、川漁師に出席を求めて意見交換を行うこと。

別紙3『審議会等の運営に関する指針』3. 議事 3) 利害関係者の意見聴取等

審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。この場合において、他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意するものとする。なお、公聴会の開催等、法令に別段の定めのあるときは、それによるものとする。

審議会等に対して、の意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情があったときは、各府省は、庶務担当当局としてこれらの整理等をした上で、その結果を適時に審議会等に報告するよう努めるものとする。

3. 4月17日開催を知りえたのは4月13日であること、また、4月22日は人吉市長選挙・人吉市議会議員選挙なので、上記指針に基づく申し立てが間に合わない。申し立て予定者がいるので、考慮されたい。